



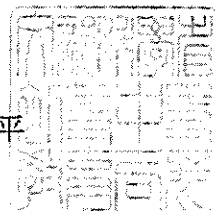
25文科初第614号
20130812 経局第1号

キャリア教育推進連携表彰の表彰要領を次のように定める。

平成25年8月19日

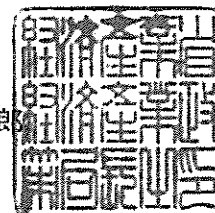
文部科学省初等中等教育局長

前川 喜平



経済産業省経済産業政策局長

菅原 郁郎



1. 目的

近年、教育界、産業界の双方からキャリア教育の重要性が大きく指摘されている。キャリア教育を十分に展開するためには、学校等の教育関係者と地域・社会や産業界の関係者が連携・協働し、互いにそれぞれの役割を認識しながら、一体となった取組を進めることが重要である。このような中、既に教育関係者と地域・社会や産業界の関係者とが連携・協働してキャリア教育に取り組んでいる先進事例を表彰することにより、全国への普及・啓発を行うことを目的とする。

2. 表彰者

文部科学省と経済産業省の設置した審査委員会の委員長

3. 表彰団体を決定する審査委員会の設置

キャリア教育連携表彰への応募があった取組について審査し、表彰事例を決定する審査委員会を設置する。審査委員会の構成員は、学識経験者、産業界関係者、教育関係者などとし、最大9名とする。

4. 表彰の対象

学校を中心としたキャリア教育の推進のために、教育関係者（学校や教育委員会等）と、行政（首長部局等）や地域・社会（NPO法人やPTA団体等）、産業界の関係者（経済団体や企業等）が連携・協働して行う取組の実施主体を表彰の対象とする。

なお、一つの取組に係る関係者が合同の組織（協議会、コンソーシアム等）を設ける場合には当該組織を、合同の組織を設けない場合には一つの取組に係る各実施主体の全てを1団体として表彰する。

5. 表彰の決定

(1) 審査方法

キャリア教育推進連携表彰への応募があった取組について、3. で設置する審査委員会が審査し、決定する。

(2) 審査基準

キャリア教育推進のための教育関係者と地域・社会や産業界の関係者との連携・協働の在り方が、キャリア教育の普及・啓発に寄与するものであること。

6. 表彰の方法

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

7. その他

募集要項等の詳細は、別途定める。

(附則)

1. 本要領の施行開始時期

本要領は平成25年8月19日より施行する。